

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の
一部を改正する規則(仮称)案の概要

1 改正内容

＜個別支援計画の策定＞

救護施設及び更生施設は、入所者ごとに個別支援計画を策定しなければならないこととします。

2 施行期日

公布の日から施行することとします。

3 根拠法令

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)

※ 改正内容については、別添の官報写しをご覧ください。